

1. 川村学園女子大学大学院学則

第1章 総則

第1節 目的

- 第1条 川村学園女子大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法、学校教育法及び川村学園創立の精神に則り、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養うことによって、広く文化の向上進展に寄与することを目的とする。
- 2 前各項の目的のため、学長を教学上の責任者とし、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定を目的として学長の下に教学マネジメント会議を置く。
 - 3 教学マネジメント会議については、別に定める。
 - 4 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

第2節 組織

- 第2条 本大学院に人文科学研究科（修士課程、博士前期課程及び博士後期課程）を置く。

- 2 前項の研究科に置く専攻及びその学生定員は次のとおりとする。

人文科学研究科

心理学専攻（修士課程）	入学定員 10名	収容定員 20名
教育学専攻（修士課程）	入学定員 5名	収容定員 10名
比較文化専攻（博士前期課程）	入学定員 5名	収容定員 10名
比較文化専攻（博士後期課程）	入学定員 3名	収容定員 9名

- 3 博士課程は、前期課程と後期課程に区分し、前期課程を修士課程として取り扱うものとする。

- 第2条の2 専攻ごとの人材養成の目的は、別表Ⅶのとおりとする。

第3節 教員組織

- 第3条 本大学院の教員組織は、学部等の教員をもって構成する。

- 2 本大学院の授業は、教授、准教授、又は講師が担当するものとする。
- 3 本大学院における学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）は、教授が担当するものとし、研究科において必要と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、准教授が担当し、又は講師に分担させることができる。

第4節 研究科長及び運営組織

- 第4条 本大学院人文科学研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、当該研究科に関する事項を掌理する。

- 第5条 （削除）

- 第6条 本大学院に、重要事項を審議するため、人文科学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

- 2 研究科委員会は、学長、副学長、研究科長、学部長、附属図書館長及び大学院担当専任教員をもって組織する。ただし、学長は研究科委員会の運営として必要と認めた場合は、他の教職員を研究科委員会に出席させることができる。
- 3 学長は、研究科委員会を招集し、副学長がその議長となる。ただし副学長に事故あるとき、又は欠けたときは、学長が指名した者がその職務を代行する。
- 4 研究科委員会は、次の事項を審議し学長に意見を述べるものとする。
 - (1) 大学院生の入学及び修了に関する事項
 - (2) 学位授与に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

- 5 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の研究科員会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第5節 学年、学期及び休業日

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月15日まで

後学期 9月16日から3月31日まで

- 2 授業時間数確保のため必要がある場合には、学長は、前項における授業開始日を変更することができる。

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
 - (3) 学園創立記念日 4月12日
 - (4) 夏期休業 7月28日から 9月15日まで
 - (5) 冬期休業 12月21日から 1月10日まで
 - (6) 春期休業 3月23日から 3月31日まで
- 2 必要がある場合は、前項の休業日に実習等の授業を行うことができる。
- 3 必要がある場合は、学長は、第1項の休業日を臨時に変更することができる。
- 4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 大学院通則

第1節 標準修業年限及び在学期間

第10条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 博士課程は、これを前期2年、後期3年の課程に区分する。

第11条 修士課程及び博士前期課程の学生は、4年を超えて在学することはできない。

- 2 博士後期課程の学生は、6年を超えて在学することはできない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第16条又は、第17条の規定により入学した学生は、第18条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学期の始めとすることができる。

第13条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

修士課程及び博士前期課程

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) その他大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

博士後期課程

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 専門職学位を有する者
- (3) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) その他本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

第14条 本大学院へ入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

- 2 納付した入学検定料は返付しない。

第15条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

第16条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、保証人連署の誓約保証書その他必要な入学書類に、所定の学費を添えて手続きしなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第17条 博士の学位を授与したときは、本学は、授与した日から 3か月以内に、論文内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第18条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。

ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定に係わらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の了承を受けて、当該博士の学位に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科委員会は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、研究科委員会の了承を受けて、インターネットの利用により行うものとする。

第19条 前 2条の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

第20条 保証人は、独立して生計をたてている身元確実な成年者で、本大学院において適当と認められた者とする。

- 2 保証人は、学生に係わる一切の事項について責任を負わなければならない。
- 3 保証人が死亡又は辞任したときは、これにかわる者を保証人とし、すみやかに変更届を提出しなければならない。
- 4 保証人に改姓、改名、転籍、転居及び改印があったときは、すみやかに届け出なければならない。

第3節 教育課程及び履修方法等

第21条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

第22条 授業科目、その単位数及び履修方法については、別表 I のとおりとする。

第23条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

- (3)一の授業科目について、講義、演習又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する特別研究等の授業科目を設定する場合において、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められるときは、別に単位数を定めることができる。

第24条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第25条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。ただし、第23条第2項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

第26条 授業科目の試験の成績は、AA(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)、D(59点～0点)の5段階をもって表示し、AA、A、B、Cを合格とする。

第27条 本大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 第1項の規定により他の大学院において授業科目を履修した期間は、本大学院の在学期間に算入する。
- 4 他の大学院における授業科目の履修に関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

第27条の2 教育職員免許状及び資格取得を目的とし、教育上有益と認めるときは、本学学部において開設している科目を履修することができる。ただし、教育職員免許状及び資格取得に関する履修費等については、学部学生と同様に納付するものとする。

- 2 前項の規定により修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 教育職員免許状及び資格取得の取扱いに関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

第28条 本大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という。）との協議に基づき、学生が他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

- 2 前項の規定により他大学院等における研究指導を認めるときには、修士課程及び博士前期課程の学生が当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 3 第1項の規定により他大学院等において必要な研究指導を受けた期間は、本大学院の在学期間に算入する。
- 4 他大学院等における研究指導に関し必要な事項は、学長が定める。

第29条 本大学院において教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院における授業科目の履修により修得したものと認めることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位数は、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。
- 3 入学前の既修得単位の取扱いに関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

第30条 教育上特別の必要があると認められる場合には、研究科委員会において定めるところにより、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第31条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、当該研究科が修士課程又は博士前期課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定

の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

- 3 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に 5年（修士課程又は博士前期課程に 2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2年以上の在学期間を含む。）以上在学し、14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に 1年以上在学すれば足りるものとする。

第32条 本大学院は、修士論文及び博士論文の審査、最終試験等を行うため、研究科委員会で選出する 2人以上の教授（研究科委員会において必要と認めるときは、准教授をもって代えることができる。）及び研究指導を担当した教授又は准教授をもって組織する審査委員会を設ける。

- 2 研究科において必要と認めるときは、前項に定める審査委員会に研究指導を分担した講師を加えることができる。
- 3 最終試験は、研究科所定の単位を修得した者で、学位論文の審査を経た者について、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について行うものとする。
- 4 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、審査委員会の報告に基づいて研究科委員会において審査し、決定する。

第33条 前条の決定に基づき、学長が課程修了の認定を行う。

第34条 本大学院の課程を修了した者に対し、課程に応じ次の区分に従って学位を授与する。

人文科学研究科

心理学専攻（修士課程） 修士（心理学）

教育学専攻（修士課程） 修士（教育学）

比較文化専攻（博士前期課程） 修士（文学）

比較文化専攻（博士後期課程） 博士（文学）

第35条 教育職員免許状の資格取得を希望する者は、教育職員免許法及び同法施行規則に則り別表Ⅱのとおり修得するものとする。

- 2 本大学院において取得できる教育職員免許状は次表の通りとする。

専攻	免許教科	免許状の種類
心理学専攻	公民	高等学校教諭専修免許状
教育学専攻	—	小学校教諭専修免許状
比較文化専攻	英語	中学校教諭専修免許状
		高等学校教諭専修免許状
	社会	中学校教諭専修免許状
	地理歴史	高等学校教諭専修免許状

第4節 休学・転学・留学及び退学

第36条 疾病その他やむを得ない理由により、2ヶ月以上修学することができない者は、保証人連署で休学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

- 2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

第37条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学期間は第11条に定める在学年限に算入しない。
- 4 休学期間中は、在籍料として授業料の半額を納付しなければならない。

第38条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

第39条 他の大学院へ入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

第40条 外国の大学院で学修することを志願する者は、保証人連署で留学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 留学に関し必要な事項は、別に定める。

第41条 退学しようとする者は、保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

第42条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第10条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第36条 2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

2 前項により除籍となった者は、原則として再入学を許可しない。

第5節 賞 罰

第43条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することができる。

第44条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みのないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みのないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 前項により退学となった者は、原則として再入学を許可しない。

第6節 聴講生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生

第45条 本大学院において、特定の授業科目を受講しようとする者があるときは、研究科の教育に支障のない場合に関し、選考のうえ聴講生又は科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生又は科目等履修生の資格は、第12条に定める者とする。
- 3 聴講又は履修期間は、1年間とする。
- 4 聴講生の聴講料は、別表Ⅳのとおりとし、科目等履修生の履修料は、別表Ⅴのとおりとする。
- 5 科目等履修生は、単位修得証明書及び成績証明書を請求することができる。

第45条の2 本大学院において、特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、研究科の教育に支障がない場合に関し、選考のうえ研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生の研究料は別表Ⅵのとおりとする。
- 3 研究生に関し、必要な事項は別に定める。

第46条 学長は、第12条第3号に定める入学資格を有する外国人で入学を志願する者については、選考のうえ許可することができる。

第7節 学 費

第47条 学費は、入学金、授業料、施設費、設備資金及び実験実習費等とし、別表Ⅲのとおりとする。

2 学費の徴収方法及び期日等については、別に定める。

第48条 納付した学費は返付しない。

第49条 在学中の学費について変更があった場合には、新たに定められた金額を納付するものとする。

第8節 改 廃

第50条 この学則の改廃は、学長が研究科委員会の意見を聴き、理事会の承認を得て行う。

第9節 雑 則

第51条 この学則に定めがあるもののほか、必要な事項は学長が定める。

附 則

この学則は、平成31年 4月 1日から施行し、平成31年度の入学を許可された者から適用する。

別表 I ～VI 省略

別表 VII 人材養成の目的

専攻	人材養成の目的
心理学専攻 (修士課程)	心理学諸領域における高度な知識に精通すると共に、専門的研究・臨床に従事でき得る技能を修得し、社会の場での指導的役割を担う、あるいは臨床・教育の場での実践的能力を発揮できる人材の養成を目的とする。
教育学専攻 (修士課程)	小学校教師としての使命と責任をもち、愛情をもって児童を理解し、21世紀を生き抜く力を育てる高度な教職専門性と教育実践力を備えた小学校教員の養成を目的とする。
比較文化専攻 (博士前期課程)	地域文化研究、社会・文化コミュニケーション、女性学の分野における、文化、社会、宗教、教育、言語、ジェンダーに関する高度な知識を横断的に身につけ、現代社会における諸問題解決に貢献できる人材の養成を目的とする。
比較文化専攻 (博士後期課程)	人文科学諸分野における研究者・教育者として高度な専門性を身につけ、各組織の中核的存在として活躍できる人材の養成を目的とする。

2. 人文科学研究科委員会規程

第1条 川村学園女子大学大学院（以下「大学院」という。）に、人文科学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

第2条 研究科委員会は、学長、副学長、研究科長、学部長、附属図書館長及び大学院担当専任教員をもって組織する。

- 2 理事長及び学園長は、研究科委員会に出席して意見を述べることができる。
- 3 事務局長は、学長が必要と認めるときは、研究科委員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 学長が特に必要と認めるときは、他の教職員を研究科委員会に出席させることができる。

第3条 研究科委員会は、学長が召集し、副学長がその議長となる。

- 2 副学長に事故あるとき、又は欠けたときは、学長が指名した者がその職務を代行する。

第4条 学長は、次の場合研究科委員会を召集する。

- (1) 原則として、毎月1回の定例会議のとき
- (2) 学長が必要と認めるとき
- (3) 研究科委員会構成員の3分の1以上から要請があるとき

第5条 研究科委員会は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 前項の定足数の算定には、休職者及び2か月以上の長期欠勤者を加えない。

第6条 研究科委員会は、次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 大学院生の入学及び修了に関する事項
 - (2) 学位授与に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の研究科委員会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第7条 研究科委員会の議事は、出席研究科委員会構成員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第8条 研究科委員会に書記を置き、書記は議事録の作成及び保管に当たる。

- 2 研究科委員会の事務は、修学支援室がこれに当たる。

第9条 研究科委員会の諮問機関として、各種委員会を置くことができる。

- 2 各種委員会は、研究科委員会の諮問事項を審議する。

第10条 この規程の改廃は、学長が研究科委員会の意見を聴き、理事会の承認を得て行う。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

3. 川村学園女子大学学位規程

- 第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条並びに川村学園女子大学学則第39条及び川村学園女子大学大学院学則第33条の規定に基づき、川村学園女子大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し必要な事項を定める。
- 第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。
- 2 学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記する。
 - 3 学士に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。
文学
心理学
教育学
社会学
 - 4 修士に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。
文学
心理学
教育学
 - 5 博士に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。
文学
- 第3条 学士の学位の授与は、川村学園女子大学学則の規定により、本学学部を卒業した者に対し行う。
- 第4条 修士の学位の授与は、大学院学則の規定により、本大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者に対し行う。
- 第5条 博士の学位の授与は、大学院学則の規定により、本大学院の博士後期課程を修了した者に対し行う。
- 2 前項に規定するもののほか、博士の学位は、本大学院の博士後期課程を経ない者が、学位論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し、本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された場合には、授与することができる。
 - 3 本大学院の博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、再入学しないで、博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定を準用する。
- 第6条 修士及び博士の学位論文は、学長に提出しなければならない。
- 2 学位論文は、1篇3通とする。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。
 - 3 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることがある。
- 第7条 第5条第1項、第2項及び第3項に規定する者が博士の学位の授与を申請するときは、学位申請書に学位論文、論文要旨、論文目録、履歴書並びに所定の学位論文審査手数料を添えるものとする。学位論文審査手数料については別に定める。
- 2 学位論文の提出先、論文の部数等については、前条各項の規定を準用する。
- 第8条 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、返付しない。
- 第9条 学長は、学位論文を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託する。
- 2 研究科委員会は、前項の審査を行うための審査委員会を設ける。
- 第10条 第5条第2項の規定による、博士の学位授与の申請があったときは、審査委員会は、当該申請者の学力の確認を行う。
- 2 学力の確認は、博士の学位論文に関連のある分野の科目及び外国語について、筆答又は口述の試問により行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行いうる場合は、試問を行わないこ

とができる。

第11条 第5条第3項に規定する者が、退学後3年以内に博士の学位論文を提出した場合には、学力の確認を行わないことができる。

第12条 修士の学位論文の審査及び最終試験は、在学期間中に行わなければならない。

2 博士の学位論文の審査、最終試験及び学力の確認は、次の各号に掲げる期間内に行わなければならない。

(1) 本大学院の博士後期課程修了予定者にあつては、当該年度末までとする。

(2) 第5条第2項及び第3項に規定する者にあつては、学位論文を受理した日から1年以内とする。

第13条 審査委員会は、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を終了したときは、直ちに、学位論文の内容の要旨、審査結果の要旨及び最終試験の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて、研究科委員会に文書で報告しなければならない。ただし、第5条第2項に規定する者については、学力の確認の結果の要旨も併せて添付する。

第14条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて学位を授与すべきか否かについて審議する。

2 前項の審議には、研究科委員会構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の賛成があることを要する。ただし、長期出張中及び休職中の委員は委員の総数に算入しない。

第15条 研究科委員会が前条の審議をしたときは、副学長はその結果を文書で学長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、博士の学位にあつては、学位論文の内容の要旨、審査の結果の要旨、最終試験の結果の要旨及び学力の確認の要旨を添付する。

第16条 学長は、前条の報告により、学位を授与すべきものと決定した者には学位を授与し、学位を授与できないと決定した者については、その旨を通知する。

第17条 学長は、博士の学位を授与したときは、授与した日から3か月以内に、論文内容の要旨及び審査の結果の要旨を、インターネットの利用により公表する。

第18条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定に係わらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、学長の承認を得て、インターネットの利用により行わなければならない。

第19条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、学位に本学名を付記しなければならない。

第20条 本学において博士の学位授与をしたときは、学長は、学位簿に登録の上、当該学位を授与した日から3か月以内に、所定の学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

第21条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があつたときは、学長は、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

第22条 学位記の様式は、別記様式1、2、3及び4のとおりとする。

第23条 この規程に定めがあるものを除くほか、必要な事項は学長が定める。

第24条 この規程の改廃は、教授会及び研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

4. 川村学園女子大学大学院修士論文審査及び最終試験取扱内規

第1条 修士論文（以下「論文」という。）の題目について、学生は指導教員の承認を得たうえ、論文提出の年度の5月末日までに、論文題目届を修学支援室に提出するものとする。

2 論文題目を変更するときは、指導教員の承認を得たうえ、速やかに論文題目変更届を修学支援室に提出するものとする。論文題目変更届の提出期限は、論文提出の年度の9月末日までとする。

第2条 論文の審査を受けようとする者は、論文審査の申請に先だち、論文中間報告として論文概要（400字程度）を修学支援室に提出するものとする。

2 論文概要の提出期限は、10月末日とする。

3 論文概要の提出があった者に対して、指導教員は、提出者にその説明を求め、あるいは論文説明会の日を定めて発表させることがある。

第3条 論文を提出するときは、論文1篇3通（正本1通・副本2通）及び論文審査申請書を修学支援室に提出する。

2 論文提出の日時は、学長が定める。

3 指定された日時に提出しない者の論文は、原則として受理しない。ただし、特別の理由があるときは、受理することがある。

4 論文審査のため必要があるときは、論文の訳文、その他関係資料を提出させることがある。

第4条 研究科委員会は、論文審査の申請があった論文について、指導教員を含めて3名以上の論文審査委員（以下「審査委員」という。）を選定する。

2 審査委員は、審査委員会を構成し、主査1名を定める。

第5条 審査委員会は、提出された論文について論文発表会を開催することがある。この場合論文発表者は、論文内容を説明し、出席者との間に質疑応答を行う。

第6条 審査委員会は、論文審査及び最終試験を行う。

2 審査委員会は、論文審査の結果、その内容が不相当と認めたときは、最終試験を行わないことがある。

3 論文及び最終試験の成績評価は、合格又は不合格の評価をもって表す。

第7条 審査委員会は、論文審査及び最終試験が終了したときは、審査及び試験の結果に、学位授与の可否についての意見を添えて、研究科委員会に文書で報告しなければならない。

第8条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて学位論文及び最終試験の合否の決定、並びに課程修了についての認定を行い、学位を授与できるか否かを審議する。

第9条 研究科委員会が前条の審議をしたときは、副学長は、その結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

第10条 学長は、前条の報告に基づき、学位授与を決定する。

第11条 学長は、学位を授与すべき者には学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

第12条 論文審査等に要する書式の様式は、別表のとおりとする。

第13条 この内規の改廃は、研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

5. 川村学園女子大学大学院博士の学位審査に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、川村学園女子大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、博士の学位審査に関する必要な事項を定める。

(学位論文審査の申請)

第2条 学位規程第5条第1項の規定に係わる学位論文の審査を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、学位申請書に次の書類を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。

- (1) 学位論文 1篇3部
- (2) 論文要旨 3部
- (3) 履歴書 3部
- (4) 論文目録 3部

2 前項の学位申請書等の提出時期は、原則として毎年1月15日及び7月15日とする。

3 学位規程第5条第2項及び第3項の規定に係わる学位論文の審査を申請する者についても、前2項の規定を準用する。

(学位論文審査手数料)

第3条 学位規程第5条第1項及び第3項に規定する学位論文審査手数料は、100,000円とする。

2 学位規程第5条第2項に規定する学位論文審査手数料は、150,000円とする。

(審査委員会)

第4条 学位規程第9条第1項の規定に基づき、学長は3名以上の審査委員で組織する審査委員会を設けるものとする。

2 学長は、前項の審査委員のうちから、主査1名及び副査2名を指名する。

3 審査委員の任期は、当該審査委員会において論文審査の合格又は不合格が判定された日までとする。

(審査委員会の特例)

第5条 審査委員会は、論文審査の結果、その内容が著しく不相当と認めるときは、最終試験及び学力の確認を行わないことができる。この場合、審査委員会は、学位規程第13条の規定に係わらず、最終試験の結果の要旨及び学力確認の結果の要旨を添付することを要しないものとする。

(学位授与の議決)

第6条 学位規程第14条第1項の規定による審議は、投票によるものとする。

(書類等の様式)

第7条 学位論文審査に関する書類の様式は、別に定める。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。